

■加賀市 PIAチェックリスト (a)プライバシー ①個人情報保護条例の遵守チェック

No	加賀市 個人情報保護条例		評価事項		評価実施	
	条項	条文	観点	内容	結果	コメント
1	第6条 個人情報取扱事務の登録等	実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された行政情報(加賀市情報公開条例(平成17年加賀市条例第16号)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)を用いるもの(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。	事務の登録	個人情報取扱事務登録簿を作成、公開しているか。	OK	個人情報取扱事務登録簿を作成し、市の窓口 に備えている。
2	第7条 取得の制限	実施機関は、個人情報を取得するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。 2 実施機関は、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき。 (2) 本人の同意があるとき。	利用目的の 特定	個人情報取扱事務の目的を明確にしているか。	OK	貧困・虐待をはじめとした困難を抱えたこども・家庭を発見し、ニーズに応じたプッシュ型に必要な支援をする。 詳細は「PIA実施書 1.1事業目的」参照のこと。
3		(3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ない必要があるとき。 (4) 出版、報道等により公にされているとき。 (5) 他の実施機関から提供を受けるとき。 (6) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から取得する場合で、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。	必要最小限 の取得	個人情報取得は目的を達成するために必要な範囲内か。	OK	学校情報、行政情報から要支援児童の把握に必要なデータのみを取得する。 詳細は「PIA実施書 3.1収集データ」参照のこと。
4		(7) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、本人から取得することにより個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあるときその他本人以外のものから取得することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。	適正な取得	個人情報を適法かつ適正な方法により取得しているか。	OK	本人に同意を得て、学校情報と行政情報を適正な方法で収集する。 詳細は「PIA実施書 3.2データ収集方法」参照のこと。
5			本人の同意	個人情報を本人から取得しているか。又は、左記(1)～(7)に該当するか。	OK	「(2)本人の同意があるとき。」に準じて、本人同意を得て取得する。 詳細は「PIA実施書 2.1法令」参照のこと。
6	第8条 利用及び提供の制限	実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等の規定に基づくとき。 (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 (3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ない必要があるとき。 (4) 出版、報道等により公にされているとき。 (5) 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(以下この号において「他の実施機関等」という。)に提供する場合で、利用する実施機関又は提供を受ける他の実施機関等において、事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。	目的外利用 の禁止	個人情報取扱事務の目的以外に利用していないか。 目的以外で利用する場合、左記(1)～(6)に該当するか。	OK	特定教員が要支援児童の把握するために利用する。同意を得た目的以外の利用はない。 詳細は「PIA実施書 4.2データアクセス」参照のこと。
7	第9条 電子計算機等の結合による提供の制限	実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関以外のものが実施機関の保有する個人情報を随時入手し得る状態にするものに限る。)により、保有個人情報を実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるときは、この限りでない。	第三者提供 の禁止	個人情報を実施機関以外に提供していないか。 実施機関以外に提供する場合、審査会で意見を聴いているか。	OK	システム運用事業者の運用に必要なアクセスについて、加賀市 個人情報保護審査会を開催(9/22)し、意見を聴いた上で判断した。
8	第10条 提供先に対する措置要求	実施機関は、保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を実施機関以外の者に提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、当該保有個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いに係る必要な措置を講ずることを求めなければならない。	第三者提供 の措置	個人情報を実施機関以外に提供する場合、必要な措置を求めているか。	OK	システム運用事業者とNDAを締結し、個人情報の取扱、必要な措置について合意している。
9	第11条 適正管理	実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新のものに保つよう努めなければならない。 2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として保存されるものについては、この限りでない。	正確性	個人情報を目的を達成するために正確かつ最新になるよう管理しているか。	OK	データ収集と保管にて正確性を確保する対策を施す。なお、本実証事業の目的は有効性の評価のためデータの更新(再取得)は行わない。 詳細は「PIA実施書 5.2データ正確性」参照のこと。
10			安全性	個人情報の漏えい、改ざん等の脅威に対する措置を講じているか。	OK	データ保存しているデータベースにて必要な対策を施して安全性を確保している。 詳細は「PIA実施書 5.1データ保存」参照のこと。
11			消去	個人情報の消去条件、消去方法を定めているか。	OK	本実証事業の終了時(R4年度末)、データベースのデータ削除により消去する。 詳細は「PIA実施書 6.1データ削除」参照のこと。
12	第12条 職員等の責務	実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。	職員の責務	職務上知り得た個人情報を不当な目的に利用してはならない。	OK	システムの利用者と運用者は、加賀市情報セキュリティポリシーを遵守する。 詳細は「PIA実施書 2.2ポリシー」参照のこと。
13	第13条 委託に伴う措置	実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外の者に委託しようとするときは、その契約において、委託を受けた者が個人情報の保護のために講ずべき必要な措置を明らかにしなければならない。 2 実施機関から前項の委託を受けた者は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損又は盗用の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 3 第1項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。	委託の措置	個人情報取扱事務を委託する場合、必要な措置を求めているか。	OK	市とシステム運用事業者は、NDAを締結しており、加賀市情報セキュリティポリシーを遵守する。 詳細は「PIA実施書 4.3他組織・事業者のアクセス」参照のこと。
14	第16条 保有個人情報の開示義務	実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。	個人情報の開示	本人からの開示請求の対応方法、手順を定めているか。	OK	条例、規則のほか解釈運用基準、事務取扱要綱により定めている。
15	第29条 保有個人情報の訂正義務	実施機関は、訂正請求があった場合は、必要な調査を行い、当該訂正請求の内容が事実と合致することが判明したときは、当該訂正請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。	個人情報の訂正	本人からの訂正請求の対応方法、手順を定めているか。	OK	条例、規則のほか解釈運用基準、事務取扱要綱により定めている。
16	第34条 保有個人情報の利用停止等義務	実施機関は、利用停止等請求があったときは、必要な調査を行い、当該利用停止等請求に理由があると認めるときは、当該保有個人情報の消去又は利用若しくは提供の停止(以下「利用停止等」という。)をしなければならない。	個人情報の利用停止	本人からの利用停止請求の対応方法、手順を定めているか。	OK	条例、規則のほか解釈運用基準、事務取扱要綱により定めている。